## (4)

## 地域 集 会所整備費補助金

#### 事業内容

地域の自主的なまちづくりを推進する拠点となる集会所の整備(新築、増 築、改築、模様替、修繕、バリアフリー)に対し補助金を交付します。

※以前にこの補助金を受けた場合は5年以上経過していなけれ ば申請できません。

- 新改築及び増築の場合
  - 最低工事費を20万円とし、工事費の2分の1の額を補助
  - ※整備する面積により限度額が変わりますのでお問い合わせください
- 模様替及び修繕の場合
  - 最低工事費を20万円とし、工事費の2分の1の額を補助し、その限度 額は 100 万円
- バリアフリーの場合
  - 最低工事費を10万円とし、工事費の2分の1の額を補助し、その限度 額は50万円

- ⇒新たに集会所を設置、新たに台所 や洗面所の設置
- 模様替及び修繕
- ⇒天井板や床面の張替え、壁面の修 理など
- バリアフリー
- ⇒手摺りの設置や段差解消
- ※エアコンなどの備品は対象外です

#### 事業の進め方(手順)

### 前年度に要望を出されている場合

対象の町内会に対し、申請書類を送付

「高梁市地域集会所整備費補助金交付申請書」を提出

#### 「交付決定」を送付

#### 交付決定後整備実施

#### 事業完了後速やかに「実績報告書」「請求書」を提出

事業内容審查 • 現場確認後

域市民センター

「確定通知」を送付し、その後補助金を交付

## これから整備を行う場合

町内会にて整備の計画を検討してください

令和6年10月初旬までに 「地域集会所整備事業要望調書」を提出

※実際の整備工事は翌年度となりますのでご注意ください

#